

国有林野の管理経営に関する基本計画(案)に対する
意見の要旨及び当該意見の処理の結果

平成20年12月

国有林野の管理経営に関する基本計画(案)に対する
意見の要旨及び当該意見の処理の結果(案)

処理の結果の区分

1	修文するもの	意見を踏まえて本計画を修文するものです。
2	趣旨を取り入れているもの	意見の趣旨が既に本計画に記述されているか、又は意見の趣旨に沿って、今後、地域管理経営計画に記述したり、施策を推進することとしていること等から、特に修文しなかったものです。
3	趣旨の一部を取り入れているもの	意見をそのまま本計画に記述することは困難ですが、意見の趣旨の一部が、本計画に記述されたり、今後、地域管理経営計画に反映されると見込まれるもの等です。
4	今後の検討課題等	意見の趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題とさせていただくもの等です。

意見の要旨	処理の結果	処理の結果の理由
<p>はじめに(5項目)</p> <p>1 広大な国有林野の管理は大変だと思うが、国民の森林といわれても実感がわかない。我々に身近な都道府県や市町村との意思疎通・協力が必要ではないか。</p> <p>2 最低でも今後30年～50年後の目指すべき社会を描き、その時代の国民ニーズを想像し、そのバックキャストिंगとして、計画策定を行うべきではないか。今のニーズが将来ニーズを満たしているとはとても思えないので、今後は国民ニーズの捉え直しが必要であると考えます。</p> <p>3 「はじめに」の文脈において、いろいろなことが混在して記述されており分かりにくい。</p> <p>4 本計画では、現時点での林業や木材産業の経済活動に重点が置かれており新たな森林・林業基本計画の基本理念を大切にしていないのではないかと。</p> <p>5 先に策定された全国森林計画のポイントは、育成複層林面積の増加と間伐を主体に伐採立木材積の増加と認識している。計画の総括的記述として、上記2点を強調すべきではないか。</p>	<p>2</p> <p>3</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>2</p>	<p>本計画の「はじめに」において、「関係省庁や関係地方自治体等との連携を図りつつ、国民各層の理解と協力を得ながら適切な管理経営を行う」こととしているとおり、国有林野の管理経営に当たっては地域管理経営計画や地域別の森林計画の策定に際し、関係する市町村や都道府県と調整しています。実際の管理経営の段階においても、森林の流域管理システムの下での管理経営をはじめ、森林環境教育の推進、適切な森林の保全管理、国有林野の活用等を進める中において、地元自治体等と連携しておりますが、さらに積極的な連携に努めていく考えです。</p> <p>本計画の策定に当たっては、将来世代のための地球温暖化防止や生物多様性の保全等のニーズの高まりなどを踏まえるなど、出来るだけ中長期的な視点も重視しているところです。しかしながら国有林野は国民共通の財産として公益的機能の維持増進を旨としており、個々の機能毎の強弱はあれ、そのニーズは将来とも続くものと考えております。ご意見のような将来のニーズについては、森林・林業基本計画の策定との係わりの中で検討して参ります。</p> <p>ご意見を踏まえ、第2段落を以下のように修正します。 「このような中で、森林に対する国民の要請が、(略)さらに多様化している。また、特に地球温暖化防止、生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。こうしたことを踏まえ、今後は、引き続き財政の健全化(略)実行していくこととする。」</p> <p>本計画では、森林の公益的機能の発揮を旨とする管理経営を行うことを基本としているところであり、その中で、民有林経営のモデルともなるような効率的な施業の方法に取り組むこととしていきます。これは森林・林業基本計画策定の視点に沿ったものと考えています。</p> <p>国有林野においては、平成10年の抜本的改革以降、公益林を増大させ、既に長伐期施業や複層林施業を積極的に拡大してきているところであり、引き続き計画的かつ効率的に推進していくこと</p>

		<p>としています。</p> <p>なお、間伐については、(4) 地球温暖化防止対策の推進において「国有林野事業として森林吸収源対策の間伐に積極的かつ着実に取り組む」こととしています。</p>
<p>1 国有林野の管理経営に関する基本方針(49項目)</p> <p>(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進</p> <p>1 公益林における森林の取扱については、これまでの施業の実績を検証しつつ、機能類型別により明確に記述すべき。</p> <p>2 水土保持林に関しては、「土砂流出防備や水源かん養のために森林の保全を図る」と目的を明示するとともに、森林施業の内容について詳細に記述すべき。</p> <p>3 公益的機能・多面的機能の機能間の相互関係について、科学的・論理的な記述がされていない。</p> <p>4 全ての公益林において、生物多様性保全機能を発揮させるための管理を進めることを明記・実施すべきである</p> <p>5 森林の3割を占めている国有林がしっかりと森林を管理することが重要。森林が持っている水を蓄える機能、土砂崩れを防ぐ機能、野生動植物を育む機能、癒しの機能、が発揮されるよう立派な森林を維持すべき。</p> <p>6 日本の広葉樹は価値の高い資源である。針葉樹人工林を積極的に天然林へ誘導・育成するなど、有用広葉樹の生産にもう少し目を向けてほしい。</p>	<p>2</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>2</p>	<p>公益林における森林の取扱については機能類型の考え方及び管理経営の考え方において記述しております。なお、必要な施業の詳細については、地域の意見を聴取した上で立地条件等を踏まえ、地域管理経営計画等の中で属地的に定めています。</p> <p>「水土保持林」の目的及び取り扱いについては、機能類型の考え方及び管理経営の考え方において記述しています。また、水土保持林の施業に関しては、全国森林計画を踏まえ国有林としての方向の概要を記述しており、必要な施業の詳細については、地域の意見を聴取した上で立地条件等を踏まえ、地域管理経営計画等の中で属地的に定めています。</p> <p>森林の多面的機能については、森林・林業基本計画に基づき、個々の森林に高度に発揮すべき機能が併存しているものが多いと考えており、これについて自然的条件や地域のニーズ等に応じて重視すべき機能を考慮した上で、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に類型化しています。</p> <p>本計画では、新たに生物多様性の保全を基本計画の項目として起こし、国有林野全体の管理経営において、生物多様性の保全の役割を果たせるよう管理経営していくこととしています。</p> <p>国有林では、「国民の森林」として公益的機能の発揮に重点を置き、持続可能な森林経営に取り組んでいく考えであり、本計画においてこの主旨を明確にし管理経営に取り組んでいく考えです。</p> <p>本計画において、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業や地域伝統産業の育成にも資する森林整備を進めることとしており、広葉樹生産にも配慮した施業を行うこととしています。</p>

- 7 画一的な人工林ではなく、針葉樹林の中に広葉樹のエリアを配置するなどの工夫をし、小鳥の姿を連想することが出来るような森林が自然の姿ではないか。
- 8 資源循環利用林において、計画伐期に達した主伐後の更新はどのように行うのか。また、その実施に当たっては実態調査を行い、バックキャスト手法に基づいて適切な施業を選択し実施する必要があるのではないか。
- 9 官行造林地においても、間伐等の実行を計画的に推進すべき。
- 10 都市部において頻発している昨今のゲリラ豪雨等の異常気象を見るにつけ森林の重要性が身にしみて感じられる。国有林にはしっかりと森林を管理してもらい、我々の生活を安心させてもらいたい。
- 11 今年も地震や集中豪雨などいろいろと災害が起こった。山をしっかりと管理することが下流域の安心につながる。しっかりと山を管理すべき。
- 12 岩手・宮城内陸地震のように、大規模な山地災害が多数発生した場合などでは、県の抱えるマンパワーだけでは、迅速かつ的確に災害に対応出来ない恐れも想定される。国土保全是国の責務であるので、このような時こそ、全国各地の国有林で災害復旧にあたっている国有林の人材を派遣すべき。

- 2 本計画において森林の取扱いについては、伐採年齢の長期化、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うこととしております。
- 2 資源の循環利用林については、我が国の限られた資源状況の中で、将来世代における循環型社会や低炭素社会も念頭に置きつつ、再生可能な木材資源を将来ともに持続的に利用することを目的として区分しているものですが、個々の森林における施業の詳細については、地域の意見や立地条件等を踏まえ、長期的な観点も踏まえながら、地域管理経営計画等において定めることとしています。
- 2 本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、官行造林に関する事項について記述することにはならないところですが、官行造林地においても、間伐等森林整備を計画的に実施できるよう努めることとしています。
- 2 本計画において、国民の安全と安心を確保するため、重要な水源地域等において、今後とも治山事業を計画的に推進することとしております。また、大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとしています。
- 2 本計画において、国民の安全と安心を確保するため、重要な水源地域等において、今後とも治山事業を計画的に推進することとしております。また、山地災害の防止等の機能を第一とする「水土保全林」について、今後は、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとしています。
- 2 本計画において、「国民の安全と安心を確保するため、重要な水源地域等において、今後とも民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する」こととしています。また、「大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図る」こととしています。

13 林産物の安定供給については、利用が低位な木材の供給とその有効利用のために、搬出路である林道・作業道等の積極的な作設が重要である。

(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営

14 森林の流域管理システムの下での管理経営については、民有林関係者等と積極的かつ実効性のある連携を着実に行うべき。

15 拡大する国産材の需要に対応するためにも、また公益的機能の発揮についても、国有林と民有林の枠を超えた連携が必要であり、民国連携事業を更に進められたい。具体的には、その連携事業を実施していても、国有林側の対応が鈍く、融通も利きにくいとの民有林側の意見もあり、制度のさらなる整備と森林管理署への意義の浸透を図るべき。

16 一般的な意味での「流域」は「森林計画区」とは同一ではないので、「流域管理システム」を推進するのであれば、「自然科学的に捉えられる河川の流域ごとに管理経営を行う」旨を明記すべき。

17 森林を流域で管理される「流域管理システム下での管理経営」は、高く評価されるべきもので、大変重要な事で、なお一層の「国有林」と「民有林」の連携が重要になると考えられる。
については、実効性のある流域管理システムを作るべき。

2 間伐材等の有効利用については、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで高効率な作業システムの拡大が重要であることについて、3(1)林産物等の販売において位置づけており、林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとしています。

2 流域管理システムの推進に当たっては、流域毎に策定する地域管理経営等において連携して施策を定めています。また、具体的な実効性を確保するため、国有林自らの取り組みを計画的に推進するために策定したアクションプログラムを実施するとともに、流域森林・林業活性化協議会等を通じて一層の民有林関係者との連携を図ること等により、各流域の特性に応じて先導的・積極的に取り組むこととしています。

2 流域管理システムでは、民国連携を推進する観点から一層の民有林関係者との連携を図ることとしています。具体的な取組例としては、森林整備協定の締結による地方自治体等と施業団地や作業道等路網の設定による効率的な間伐等の森林整備等の推進、地域材の銘柄化、計画的な木材の安定供給、森林施業、生産目標等の共通化等に積極的に対応することとしています。

3 森林計画区は厳密には地理的な流域とは異なっていますが、流域管理システムは、民有林・国有林が連携して森林の整備等を行うものであり、上下流関係者の連携やスケールメリットを考慮しながら、ある程度の社会的まとまりをもって実施することが効果的であることから、流域の単位についても自然的特性や行政区界などを踏まえて決めているところです。

2 国有林では、実効性のある流域管理システムの推進の観点から、流域森林・林業活性化協議会等を通じ、一層の民有林関係者との連携の推進、地域のニーズに対応した技術開発、研修に必要なフィールドの提供、森林施業等についての適切な助言、施業モデル林の設定、技術検討会の開催等の取組を行うこととしおり、具体的には、流域管理推進アクションプログラムを策定して推進しています。

18 民有林との連携について具体的な記述、例えば、施業計画の共同作成、林業機械の共同利用、土場の共有などをすべき。

19 民有林材と国有林材の競合を避けるためにも、流域管理システムの再構築という意味も込め、局署が関係団体と連携して、流域林業の市況や生産コストに関する情報を収集・分析・公開する枠組みを強化すべき。

(3) 国民の森林としての管理経営

20 イベント等の主催や協力を通じて、市民・住民との連携を強化していることは承知しているが、これでは森林に関する一般論レベルの普及啓発に留まらざるを得ない。それぞれの地域において具体的な森林のあり方を上下流連携の中で合意形成することが必要であり、より高レベルな情報の受発信を図るべき。

21 森林の大切さを教える場として国有林が利用されることはよいことだと思うが、学校教育の場での事故を思うと安全には注意して取り組んでいただきたい。

3 国有林では、民有林と同一の流域を単位として都道府県や市町村の意見を聴きながら、施業実施計画を定め実行しているほか、森林整備協定等の締結を通じた民有林・国有林が連携した施業共同団地化等を図りつつ効率的な森林整備の実施に努めており、このような具体的な取組の中で進めていく考えです。

3 流域管理システムでは、流域森林・林業活性化協議会を通じ、「民有林・国有林一体となった産地銘柄の形成、国産材のPRの展開、需給動向の情報交換等により木材の安定供給や国産材の需要拡大に寄与することとする」こととしています。
なお、情報の収集・分析・公開の点については、県単位でこのような活動を行っている国産材安定供給協議会において国有林における供給可能情報の提供を行うとともに、今後は国有林の取組みについての情報発信を進めていく中で検討して参ります。

2 本計画において、「上下流の連携を強化するため下流住民等に対する情報の提供、林業体験活動等を促進するとともに、活性化協議会等と協力して下流住民等の活性化協議会等への参加を促し、その理解と協力を得つつ森林整備を推進する」こととしております。
さらに、「国有林モニター制度の活用等により、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図り、国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等、対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める」などの取組を行うとともに、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて、広く地域住民等の意見を聴くなど、森林のあり方などに関する情報の受発信を行うこととしています。

2 本計画では、学校等が体験活動を実施するためのフィールドの提供、森林管理局、森林管理署等による林業体験や森林教室の開催、森林環境教育に適したフィールド等の情報提供等の取組を推進することとしています。
ご意見のとおり、森林環境教育の実施にあたっては、安全の確保が重要であることから、森林管理局、森林管理署等において林業体験等を開催する際には、安全指導等安全の確保に配慮して実施することとしているほか、継続的に国有林野内で自主的な体験活動を行っている学校等に対しても、参加者の安全の確保、事故の未然防止に必要な対策や事故発生時の連絡等の緊急体制の確保

<p>22 国有林における国民参加の森づくりが行われる一方、県などにより県民参加の森づくりが行われている。目的は同一であり内容も密接に関連しているものと考えますので、より連携を密にして取り組むべき。</p>		<p>等について協定を締結することにより、安全を確保していただくこととしています。</p>
<p>23 国民の森林としての管理経営について、「森林づくり等の国民の要請」はどこへ言えばよいのか。</p>	<p>2</p>	<p>本計画においては、多様な主体と連携して国民参加の森づくりに取り組むこととしています。 このため、「上下流の連携を強化するため下流住民等に対する情報の提供、林業体験活動等を促進する」とともに、「学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図る」こととしており、民有林との連携に努めることとしています。</p>
<p>24 国民の森林は、生物多様性保全の場としても大きな機能を持っているが、本項には一言も記述されていないので、生物多様性保全を文中に明記すべき。</p>	<p>1</p>	<p>ご指摘の主旨を踏まえ、森林管理署等が国民からの要請に対応する役割を明確にするため、「森林管理署等は、これらの取組とともに、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努める。」に修正することとします。</p>
<p>25 国有林野に求められる役割については、今後、一層多様化・高度化が進んでいくものと思われる中、国有林野からの恩恵を国民がこれまでに増して実感できるような施策・広報活動を展開すべき。</p>	<p>1</p>	<p>ご指摘の項目においても、「NPO等との連携による希少種の保護等生物多様性の保全や自然再生に加えて、(中略)多様な取組を進めるものとする」と記述しているところです。 また、ご意見を踏まえ(3)冒頭を「国民共通の財産(略)位置づけ、生物多様性の保全等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれ管理経営を推進するものとする。」と修正します。</p>
<p>26 森林の話、森林の大切さ、等々広く国民に届くような啓蒙、広報をすべき。</p>	<p>2</p>	<p>本計画では、双方向の情報受発信として、広報にも努めながら、管理経営の実施状況の公表、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるとともに、「国有林モニター」制度の活用等により国民の意見を聴くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図り、対話型の取組を進め、国民の森林としての管理経営を推進していくこととしています。</p>
<p>27 子供のうちから自然、とりわけ森林に触れることは大変重要なことだと思います。計画を読ませていただいたところ、</p>	<p>2</p>	<p>「国民の森林」としての管理経営に当たっては、広報の充実等の国民の理解を促進するための取組や、「国有林モニター」制度の活用等による双方向の情報受発信に取り組むとともに、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等に機動的かつ弾力的に対応しています。</p> <p>本計画では、国有林野の教育利用の目標を定め、森林環境教育のための取組を推進することとしており、しっかり取り組んで参</p>

<p>森林学習を推進していくとのこと。しっかりとよろしく願います。</p>	<p>ります。</p>
<p>28 これまで森林の大切さの教育を受けた記憶がない。最近でこそ、海の養分の源は森林など知るようになったが、学校教育の場で教えるべき。</p>	<p>2 本計画では、森林環境教育の推進として、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の活用、森林管理局、森林管理署等による林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールド等の情報提供等の取組を推進するとともに、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を推進することとしています。</p>
<p>29 木材自給率の低下を食い止めるために、林業に従事する若者を増やすべきではないか。そのためには、森林の大切さ、森林の果たす役割を伝える森林環境教育の推進は多角的に行われることを期待する。</p>	<p>2 本計画では、子どもたちを対象とした森林環境教育に加え、下流住民等による水源林の造成、企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」の設定の推進、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組を進めることとしています。</p>
<p>30 人材の育成のために、山仕事を行うことの目的・魅力を、小学生の頃から教育したり、マスメディアを活用するなどし広く国民に伝えるべき。</p>	<p>2 本計画では、森林環境教育の推進として、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の活用、森林管理局、森林管理署等による林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールド等の情報提供等の取組を推進するとともに、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を推進することとしています。</p>
<p>31 国民の国有林情報に対するアクセス環境がまだ十分でないことから、情報の保存・公開に関する枠組みについても、計画の中に明確な位置付けを与え、かつその機能を担保するように局ごとに第三者委員会(あるいはオンブズマンに類するもの)を設置する等の対策を講じるべき。</p>	<p>3 本計画では、開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性の確保を図るため、管理経営状況の公表等の国有林野事業の実施に係る情報の開示、具体的な国有林野の取扱を定める地域管理経営計画等の策定に当たっては国民にその案を示し意見をお聞きしているとともに、国有林野に関する情報・サービスの提供に努めていく考えです。 また、広報の充実に向けて、林野庁及び森林管理局のホームページの見直し等を行っているところです。</p>
<p>32 人は森林に入るとやはりリフレッシュすると思う。都会の人が森林や山の作業を体験できるようなところがあると良い。</p>	<p>2 本計画において、森林管理局、森林管理署等による林業体験や森林教室等の体験活動や森林環境教育に適したフィールド等の情報提供等の取組を推進するとともに、NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国</p>

<p>(4) 地球温暖化防止対策の推進</p> <p>33 京都議定書の達成のためにも間伐が必要であるが、コストが合わないため補助金が必要。</p> <p>34 地球温暖化の防止が大切だとメディアを通じて耳にするが、身近に国有林がないため実感がわかない。国民の森林である国有林はどれほど役に立っているのか教えていただきたい。</p> <p>35 地球温暖化防止対策として大規模な間伐の実施が掲げられているが、間伐に際しても公益的機能や生物多様性が損なわれないことが肝要であり、この点を明示することが必要。</p> <p>36 間伐がなぜ地球温暖化対策につながるのか、また間伐材・木材の利用がなぜ地球温暖化対策につながるのか論理的な記述にすべき。</p>	<p>民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、NPO等による自主的な森林づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定等、多様な取組を進めることとしています。</p> <p>3 地球温暖化防止のため間伐の推進は重要な課題であり、国有林としても低コスト化を図りつつ率先して間伐を実施しているところです。 一方、本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、民有林行政施策に関する事項について記述することにはならないところですが、民有林においても間伐の推進は重要な課題であり、補助事業等によりその促進に努めています。</p> <p>2 国有林野は森林の3割を占め、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、その9割以上が保安林に指定されているなど、国土の保全や地球温暖化防止等の公益的機能の発揮上重要な位置を占めています。その経営については、毎年度、実施状況として公表しております。 また、本計画において、「森林に対する国民の要請が高まり、特に地球温暖化防止等については国有林への期待が大きいことを踏まえ、適切かつ効率的な管理経営を進めるとともに、開かれた「国民の森林」として、国民に具体的な成果を示す取組を着実に実行していく」こととしています。</p> <p>2 本計画では、国有林野の管理経営に当たっては、生物多様性の保全も含め期待される役割を十分果たせるよう森林の健全性を維持・確保していく取組を行っていくこととしており、間伐の実施についても多様で健全な森林の整備・保全を推進する手段と位置付けています。</p> <p>1 地球温暖化防止対策については、国有林としても率先して貢献するため、「京都議定書目標達成計画」等を踏まえ間伐の積極的な推進や天然生林の保全管理等について記述しています。間伐の定義や地球温暖化防止森林吸収源対策の詳細については本計画で記述する予定はありませんが、林野庁ホームページの「間伐」「地球温暖化防止に向けて」を参照していただければと考えます。 また、木材の利用についてはご意見を踏まえ「また、間伐は森林による二酸化炭素吸収量の確保につながるだけでなく、間伐材等の有効活用は、その販売収入により森林の整備・保全が促進さ</p>
---	---

37 地球温暖化防止のために様々な取組がなされています。森林は二酸化炭素を吸収するのですが、国際的には手入れがなされていない森林は二酸化炭素を吸収しないとのこと。国有林がしっかりと手入れをして、地球温暖化防止に貢献すべき。

38 戦後植林された人工林が間伐の時期を迎えつつありますが、間伐がなされず暗い林が目につきます。植林された木、品種等によっては成長も止まり伐期もあり、間伐とともに主伐も考えることが必要であり、二酸化炭素を吸収した山の木を利用することで、地球温暖化防止にも寄与するものと考えます。このため、間伐などの森林の手入れを積極的に取り組んでいただくとともに、木材を積極的に利用すべき。

(5) 生物多様性の保全

39 生物多様性の保全を重視した森林づくりが大きな進展を見なかった要因は、その目標、移行方法が不明確であったためではないか。例えば、育成複層林施業を行って空間のある森林を創出するなど追加できないか。

40 生物多様性の保全の項目が設定されたことは画期的であるが、モニタリング調査を通じた適切な保全・管理の推進にあたっては、地元NGOの意見を十分反映させて、モニタリング調査の箇所設定や保全・管理方法等を決定することを明記すべき。

れるとともに、利用それ自体が、化石燃料を代替して使用を抑制することや製造エネルギーが多い他の材料の使用を抑制することにつながり、さらに木材として長期に利用されることにより自ら二酸化炭素を貯蔵することで地球温暖化防止対策にも貢献することになる。」を加えることとします。

2 本計画において、地球温暖化防止対策の推進として、「特に、京都議定書目標達成計画において、2007年度からの6年間で330万ヘクタールの間伐の実施等が目標とされており、これを踏まえつつ、国有林野事業として森林吸収源対策の間伐に積極的かつ着実に取り組むなど機能類型に即した森林の整備を推進する。また、保安林等に指定されている天然生林の適切な保全管理や、森林資源情報の収集システムの活用を進めるなど森林吸収量の報告・検証体制の強化等についても取り組むものとする。」こととしております。

2 本計画においては、地球温暖化対策としても間伐の積極的かつ着実な推進に加え、木材の建築資材等としての長期間の利用、一度利用した木材の再利用、国産材の需要が拡大している合板や集成材での利用、他の資源の代替利用等の木材の利用促進を図ること、木造の庁舎等の整備、森林土木工事における間伐材等の積極的な利用など、自ら木材の利用促進に取り組むものとし、併せて、これらの取組を通じて、林業・木材産業関係者と連携しつつ、国民に対する積極的な啓発に努めることとしています。

1 多様で健全な森林の整備の方法として、「適切な間伐の実施、針広混交林化、長伐期化や里山等の積極的な整備」を例示しておりますが、ご意見のとおり、複層林施業の実施についても生物多様性の保全に資するものと考えておりますので、「複層林化」を追記します。

3 これまでモニタリング調査等の実施にあたっては、学識経験者等のご意見を伺いながら適切に推進してきたところです。
また、「地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域やボランティア、NPO等と協働・連携し、荒廃した植生回復など森林生態系の保全等の取組を推進する」こととしています。

<p>41 国有林野周辺の民有地においてニホンジカによる農林業被害が深刻化しており、有害鳥獣駆除を行っているが国有林野内に逃げ込んでしまうため、所轄の森林管理署職員が主体となって個体数管理を目的とした捕獲を行うべき。</p>	<p>3</p>	<p>鳥獣被害が深刻化しているため、「地域の森林・林業に多大な被害を与えている野生鳥獣との共存に向けた森林の整備」等に取り組むこととしており、今後地元自治体の鳥獣害対策等との連携を強化し、個体数管理を含めた効果的な対策を講じていきたいと考えているところです。</p>
<p>42 生物多様性の保全が基本方針に掲げられてはいるが、個別の項目として記述されている。生物多様性の保全のために実際にどのような林野経営が行われるかを明確に示すべき。</p>	<p>2</p>	<p>「国有林野の管理経営に関する基本方針」では、(1)の「公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進」から(5)の「生物多様性の保全」までの5つの切り口・視点から国有林野の管理経営に関する基本的な方針を記述しているところであり、生物多様性の保全については管理経営全般にわたる方針として位置づけています。</p> <p>具体的な管理経営に当たっては、「適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進」することとしています。(文中の「複層林化」は、今回加えて記述したものです。)</p>
<p>43 「国有林野全域の生物多様性について、科学的な現状把握を行い、それに基づいた保全策を講じる」旨を記載すべき。</p>	<p>2</p>	<p>林野庁では、生物多様性を含む森林の状態を把握・評価するための森林資源モニタリング調査等を実施するなど、科学的な現況の把握に努めており、このことを踏まえ、本文中に「地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進する」ことを記述しているところです。</p>
<p>44 「保護林や緑の回廊を積極的に設定するなど拡充を図る」旨が書かれているが、例えば「自然公園法に基づく自然公園における森林施業を廃止して保護林とする」などの積極的な拡充策が具体的に記載されるべき。</p>	<p>3</p>	<p>保護林については、これまでも「自然公園」を含め、自然環境の保全等を図る上で重要な役割を果たしている森林を積極的に設定してきたところであり、今後とも、地域の森林の現況を踏まえ、厳格な保全・管理を行うべき森林については、保護林の設定に努めて参ります。</p>
<p>45 基本計画(案)では、「原生的な天然生林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林」と「その他の森林」に区分し、前者の拡充を記述しているが、「その他の森林」における整備と保全については、整備・森林施業の内容だけが記述されているので、整備と保全では「国有林野すべての森林を対象として、生物多様性保全の機能発揮を図る」と明記すべき。</p>	<p>2</p>	<p>本項目の前段に、「国有林野の管理経営にあたっては、生物多様性の保全も含め期待される役割を十分に果たせるよう、森林の健全性を維持・確保していく取組を持続していくことが重要」との認識を明記しているところであり、これを踏まえ、国有林の管理経営全体にわたり、地域の森林の現況に基づき、保護林等の設定や多様で健全な森林の整備・保全の推進を通じて、生物多様性の保全に努める旨を記述しているところです。</p>
<p>46 佐渡島のトキ保護センターでトキが放鳥されたと聞いた。トキが再び日本の空を飛ぶようになるためには、すみかとな</p>	<p>2</p>	<p>トキの野生復帰のためには広域的な生息環境の保全・整備が重要であり、国有林においても新潟県や環境省による佐渡トキ保護</p>

<p>る森をまもることが重要だ。しっかりと日本の森を守るべき。</p>		<p>センターの活動に積極的に連携しているところです。今後とも、関係者とともに森林環境保全の方針の検討を行いつつ、引き続きトキのねぐらや営巣木となるマツ林の保全等に取り組むこととしています。</p>
<p>47 現在の日本では生物多様性の名の下に、地域の生物層を軽視していることが多いと思います。地域によっては多様であることより偏った生物層が必要な場所もあると思います。国有林ならば元々の植生なども考慮した施業ができると思いますので、全国的に画一的な施業計画ではないものにしてほしい。</p>	2	<p>本計画では、「地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進する」こととしており、具体的には、流域毎に策定する地域管理経営計画において、地域の森林の特色に応じた管理経営の方針を定めています。</p>
<p>48 生物多様性保全の観点から、国有林における環境管理の技術開発と国民参加を一層推し進めるべき。</p>	2	<p>生物多様性保全の観点からの国民参加につきましては、本計画において、「地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域やNPO等と協働・連携した取組を推進する」こととしています。</p> <p>また、環境管理の技術開発については、国有林野事業における技術開発課題の一つとして、特定の野生動植物種の生息・生育環境の整備のための施業方法の確立などの技術開発に取り組んでいます。</p>
<p>49 国有林の管理経営には、社会経済的な側面と生態系保全の側面の両面があることから、生物多様性の保全に配慮した管理システムとして野生生物や生態系の保護管理に用いられる順応的管理を導入すべき。</p>	3	<p>国有林のうち原生的な天然林や貴重な動植物が生息・生育する森林については、保護林や緑の回廊として設定するとともに、モニタリング調査を通じた保全管理を行うことにより、順応的管理の観点からの取組を進めています。</p>
<p>2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項(10項目)</p>		
<p>(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理</p>		
<p>1 広範囲に移動する鹿による食害対策は、国が率先して個体数調整（駆除）に積極的に取り組まなければ効果は上がらない。駆除に対する補助金交付などの具体的な施策を実施すべき。</p>	3	<p>鳥獣被害が深刻化しているため、「地域の森林・林業に多大な被害を与えている野生鳥獣との共存に向けた森林の整備」等に取り組むこととしており、今後地元自治体の鳥獣害対策等との連携を強化し、個体数管理を含めた効果的な対策を講じていきたいと考えているところです。</p>
<p>2 森林巡視を着実に実施することにより森林病虫害や鳥獣被害の防除に努めるとあるが、対象鳥獣の個体数が増えすぎた場合には防除では限界があるため、所轄の森林管理署職員が主体となって個体数管理を目的とした捕獲を行うことが必要。</p>	3	<p>同上</p>

3 野生鳥獣による森林被害が増大しているので、「多大な被害を与えている野生鳥獣との共存に向けた森林の整備」について、地域住民の生活を脅かすことのないよう森林の管理には気を付けるべき。

4 人々の無秩序な入林によって、公益的機能を果たす森林の生態系が破壊されることも考えられるので、森林・林業の知識、ルール、マナー、立入禁止区域など理解してもらうことが必要。

5 山村地域における集落機能の低下などにより、野生鳥獣による農作物や植栽木への被害が多発するようになっている。被害多発の背景には、放棄された耕作地や果樹園でのイノシシ等の採餌による頭数の急増もあると思われるが、彼らは本来は森林生態系内の生き物であるので、彼らと共存していくためにはどの様に森林を取り扱って行けば良いのか、国有林野の管理経営を通じて解明して欲しい。

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

6 緑の回廊の拡充は希少な動植物の保護のために適切な措置かもしれないが、ニホンジカによる農林業被害の増大を招くため適当ではないと考えられる。

2 本計画において、「森林巡視を着実に実施することにより、鳥獣被害の防除等の森林の保全管理に努める」ことに加え、「地域の森林・林業に多大な被害を与えている野生鳥獣との共存に向けた森林の整備」に取り組むこととしています。

1 本計画において、「入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のための措置が必要な箇所については、地域の関係者等との利用のルールの確立等適切に対処する。また、(略)森林生態系に関する知識の普及啓発に努める。」こととしていますが、ご意見を踏まえ「(略)地域の関係者等との利用のルールの確立等を図るとともに、その内容等について地域外の方々にもご理解をいただけるようホームページの活用・工夫を図るなど適切に対処する。また、(略)森林生態系や林業等に関する知識の普及啓発に努める。」と修正します。

3 本計画においては、「地域の森林・林業に多大な被害を与えている野生鳥獣との共存に向けた森林の整備」に取り組むこととしており、今後効率的な対策となるよう、関係行政機関等と連携しつつ、国有林野の管理経営を進めていきたいと考えております。

4 「原生的な天然林や貴重な動植物の生息・生育地等特別な保全管理が必要な森林については、保護林として積極的に設定」し、また「森林生態系保護地域を中心に他の保護林とのネットワークの形成を図るため、民有林関係者等とも連携しつつ「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努める」ことは、生物多様性の保全の観点から極めて重要です。

一方で、ご意見の通り鳥獣被害が深刻化しているため、ニホンジカなど野生鳥獣の生息状況や被害状況の調査を行いつつ、「地域の森林・林業に多大な被害を与えている野生鳥獣との共存に向けた森林の整備」に取り組むこととしており、今後効率的な対策となるよう、関係行政機関等と連携しつつ、国有林野の管理経営を進めていきたいと考えております。

<p>7 生物多様性の保全は、保護林や緑の回廊に限定することなく、国有林野の森林生態系全域を対象とした上で、「広範で効果的な森林生態系の保護に努める」ために「現状把握とモニタリングを図る」ことが対策の前提であり、その旨が明記されるべきである。</p> <p>8 保護林及び緑の回廊の設定にあたっては、生物多様性保全のための場として戦略的な配置を実施することを明記すべきである。</p> <p>9 日本には知床、白神、屋久島と世界自然遺産がありますが、先日そのほとんどが国有林であると聞いた。 これは日本が世界に誇れる大切な財産です。これからもきちんと守り続けてほしい。</p> <p>10 世界自然遺産である屋久島には縄文時代からいきている縄文杉や様々な魅力的な生態系がある。そのほとんどを占めている国有林は、このすばらしい環境を将来にわたってしっかりと守るべき。</p>	<p>2</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>2</p>	<p>林野庁では、生物多様性を含む森林の状態を把握・評価するための森林資源モニタリング調査等を実施するなど、科学的な現況の把握に努めており、このことを踏まえ、本文中に「地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進する」ことを記述しているところです。 さらに、「保護林や緑の回廊については、モニタリング調査を実施し、適切な保全・管理を推進する」旨も記述しています。</p> <p>保護林や緑の回廊の設定にあたっては、これまでも外部有識者を含む設定委員会を組織し、科学的な知見に基づく戦略的な設定に努めてきたところですが、ご意見を踏まえ「生物多様性保全のための場として戦略的な配置となるよう配慮」という記述を追加します。</p> <p>我が国は、平成4年に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」を締結しており、この条約では「世界遺産としての価値を将来にわたり保全していく責務を当該国が負う」こととされています。また、我が国の既登録の世界自然遺産区域のほとんどが林野庁所管の国有林でもあることから、林野庁では、関係省とともに遺産の保全管理に取り組んでいるところです。このような中、世界自然遺産の保護の担保措置として、あらかじめ保護林の一つである森林生態系保護地域を遺産区域内の林野庁所管国有林全域に設定しています。また、今後も世界自然遺産として推薦が見込まれる地域があることも踏まえ、本計画においては、「特に原生的な天然林や貴重な動植物の生息・生育地等特別な保全管理が必要な森林については、保護林として積極的に設定するなどその拡充を図ることとする。」としています。</p> <p>同上</p>
<p>3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項(7項目)</p> <p>(1) 林産物の安定供給</p> <p>1 森林整備の推進のためには、C材も活用しお金に換えていく必要があるが、集成材やペレット生産など地域から喜ばれる方法を基本計画に入れてほしい。</p>	<p>3</p>	<p>本計画においては、国有林には豊富な森林資源があることから、木質バイオマスの利用の促進のため、利用が低位な木材の有効活用観点からもその供給に努めることとしています。</p>

- 2 輸入原木の減少や原木の他県への移出等により、地域での安定的な原木確保に苦慮する製材工場も出始めている。木材産業を育成する観点から地域の状況を踏まえた製材工場等への安定的な国有林材の供給に配慮願いたい。
- 3 近年材価が低迷している中、国有林材が集中し原木価格を下げている。国有林は計画生産、川下の意見に追われているが、民有林を圧迫する現状を改善し、林業全体の経営改善を目指してほしい。消費拡大策をとらないまま製材工場の規模拡大のみを続けると、国内の産地間競争に陥ってしまう。
- 4 世界経済の動向を見るに資源の少ない日本がこれからどのようなようになっていくのか非常に心配。森林から供給される木質資源は国内で生産できる重要な資源であり、きちんと守り育て、供給すべき。
- 5 国産材利用の推進が各地で多面的に結実・推進され、加工・利用の大型化はめざましく、地域振興を含め今後を期待したいが、大型化への安定供給は官民一体化はもちろん数県にまたがるなど広域で連携することが必要ではないか。
- 6 家を建てるのなら国産の、出来れば自分にゆかりがある土地の木材を使えたら良いと思う。国産材の良さをもっとアピールし、国産材を使うことにメリットがある施策を打ち出すべき。

- 2 本計画において、「地域における木材の安定供給体制の整備等が促進されるよう、引き続き持続的かつ計画的な供給に努める」こととしています。
また、「林産物の販売に当たっては、持続的・計画的に林産物を供給する方針の下で、需要動向に対応して弾力的に行う」こととしています。
- 2 近年、これまで利用が低位であった間伐材等の供給を増やしていますが、これらについては、安定供給することが価格の維持にも必要であり、需要先へ直送するシステム販売等により林業・木材産業の活性化を図るよう進める一方で、一般材については民間の木材市場等を活用し供給しています。
また、「民有林・国有林一体となった産地銘柄の形成、国産材のPRの展開、需給動向の情報交換等により木材の安定供給や国産材の需要拡大に寄与する」こととしています。
- 2 本計画において、林産物の安定的な供給として、「国有林野事業においては、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めつつ、森林の多面的機能の発揮の観点から、木材生産も森林の主要な機能の一つとして位置づけ、計画的・安定的な木材の供給を図ってきたところであり、地域における木材の安定供給体制の整備等が促進されるよう、引き続き持続的かつ計画的な供給に努めることとする。」としています。
- 2 本計画において、林産物等の販売として「持続的・計画的に林産物を供給する方針の下で、安定的な需要を確保しつつ、需要動向に対応して弾力的に行うとともに、市場への販売委託を推進するなど民間の木材市場等を活用し、また、曲がり等を含む間伐材については、需要先へ直送するシステム販売により新規需要開拓と安定的な供給を図ること等により、林業・木材産業の活性化を図る」としています。
また、原木供給可能量を国産材安定供給協議会を通じて提供する等、広域での木材安定供給にかかる民有林との連携を図ることとしています。
- 2 本計画において、「民有林・国有林一体となった産地銘柄の形成、国産材のPRの展開、需給動向の情報交換等により木材の安定供給や国産材の需要拡大に寄与することとする。」としています。

<p>7 世界的な資源競争や石油資源の枯渇等を考えると、バイオマス燃料の利用はこれから非常に重要になってくると思う。国有林は木質資源の安定的な供給の担い手として役割を果たすべき。</p> <p>(2) 林産物等の販売</p>	<p>2</p>	<p>なお、本計画は国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めるものであり、一般行政施策に関する事項について記述することにはならないところです。</p> <p>本計画において、「国有林には再生可能な豊富な森林資源があることから、二酸化炭素の排出抑制に資する木質バイオマスの利用の促進のため、利用が低位な木材の有効利用の観点からもその供給にも努める」こととしています。</p>
<p>4 国有林野の活用に関する基本的な事項(1項目)</p> <p>(1) 国有林野の活用の適切な推進</p> <p>(2) 公衆の保健のための活用の推進</p> <p>1 国有林の中を散策するための遊歩道や、体力のない小さな子どもも楽しめる傾斜の緩やかな歩道をたくさん造ってほしい。また、樹木の名前が覚えられる工夫もしてほしい。</p>	<p>2</p>	<p>本計画において、「国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定して、広く国民に開かれた利用に供することにより、森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資する」ものとしています。その際「幼児、青少年から高齢者までの国民各層が四季折々の自然の美しさや心身の安らぎを享受するとともに、精神的な豊かさを養うことができるような場を提供していくとの観点から、「レクリエーションの森」を魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していく」こととしております。その際、NPO、企業等による資金や人的な支援を誘導するサポーター制度も活用しながら、森林内の見所や樹木等の名称・特徴等の情報を伝える解説標識の設置等にも取り組んでおります。また、森林管理署等の職員が講師となり、森林観察や森林の働きについての講義するなどの森林教室も開催しております。</p>
<p>5 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見直しその他事業の運営に関する事項(13項目)</p> <p>(1) 管理経営の事業実施体制</p> <p>1 収支の改善方法として民間事業者への委託を推進しているようだが、委託により軽減された分、経営の多角化を図ることで収支の改善に繋がるのではないか。</p>	<p>3</p>	<p>国有林野の管理経営については、簡素な組織・要員の下で効率的に行うこととしており、国の業務は保安全管理、森林計画、治山等に限定し、伐採、造林等の実施行為のすべてを民間事業者</p>

2 国有林野事業における伐採に関しては、事業体の作業状況のチェックを厳しくして、違法な伐採を放置すべきではない。

3 収穫調査の指定調査機関への委託や、伐採、造林等の実施行為の全てを民間事業者へ委託して行うこととしているが、国有林野自ら厳密なチェックと管理を行うべき。

4 植林、間伐等の森林整備に携わる人々が、利益だけを目的に作業にあたっては、木そのものの目的が損なわれると考えるので、変わらない目的のもとで管理する人が必要だ。

(2) 長期的な収支の見通し

5 収支の試算は意味がないのではないか。それよりも計画の理念となるべき森林の将来像が先に描かれなければならない。

6 長期収支の見通しにおける試算の前提条件である伐採量や更新量については、第三者機関の意見を反映するなど明確かつ十分な説明が必要ではないか

(3) その他事業運営に関する事項

託して行うこととしています。

林産物の販売等による収入確保を図る一方、実行体制の効率化や民間委託による森林整備事業の効率的な推進を図ることなどにより、収支両面の改善努力を行ってきており、平成16年度から新規借入金をゼロとしています。

2 国有林野の管理経営に当たっては、地域の意見を聴いた上で地域管理経営計画等で属地的な施業方針及び施業計画を定め、これに基づき、適切かつ計画的な事業実施により持続可能な森林経営に取り組んでいます。

また、造林、保育、伐採などの事業の実施に当たっては、今後とも、請負事業者の監督、検査の実施はもとより、事業成績評定の活用により、適正な森林整備の確保に努めて参ります。

2 同上

2 国有林野事業の実施に当たっては、職員による請負事業者の監督、検査を行うとともに、事業成績評定の実施などにより品質確保に努めるとともに、併せて、林業事業者の経営基盤の強化にも資するよう努め、公益的機能の維持増進を目的とした事業を適切に実施することとしています。

2 本計画において、機能類型区分を示し、また、その区分毎の管理経営の考え方を明らかにしています。なお、具体的には本計画において流域（森林計画区）ごとの自然的特性を勘案しつつ、適切な施業を推進する計画を定め実行しています。

一方、長期的な収支の見通しについては、国有林野事業は特別会計の下で管理経営を行っていくということを踏まえ、一定の条件で試算をしているものです。

2 本計画における伐採量や更新量の試算に当たっては、森林制限の賦存状況等を踏まえ一定の条件で試算したものです。

詳細な事業量については、地域の意見を聴取した上で立地条件等を踏まえ、地域管理経営計画等の中で属地的に定めています。

- 7 林野庁職員では森林の管理ができないので、地元の林業関係者やNPOを中心とした団体へ委託事業を発注するべき。
- 8 林業事業体の育成強化については、地域性を考慮した育成策を講じることが重要である。
- 9 林業事業体の育成にあたっては、地方公共団体と十分に連絡・調整を図り、それぞれの地域の実情に応じた強化手法を講じるべき。
- 10 GISを活用した効率的な施業の推進を進めていると聞くと、その利用を内部利用に限定することなく、民国連携の観点からも静岡県のように外部にも情報を開示していただきたい。
- 11 森林の公益的機能の維持・増進を図りつつ木材の安定供給を図るためには、適切な森林施業を担うことができる林業事業体・林業労働者の育成が不可欠であることから、地域の森林の特徴等を熟知し、間伐や主伐などの施業に関する高度な技術を有する林業事業体の育成に向け、国有林とも連携し取組の強化をすべき。
- 12 林業事業体の育成のために、技術の支援や情報提供は必要なことだと思いますが、安定的な発注を通して事業体を育成、というのは特異な印象を受けた。そういった意味で、計画の中に事業体の育成を入れる必要はないと考える。

- 4 国有林野の管理経営については、「国民の森林」として国民ニーズの把握や関係行政機関との調整が必要なこと等から国が行うこととしています。
このような中で、「伐採、造林等の事業の実行為は、民間事業体等に全面的に委託する」とともに、「地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域やボランティア、NPO等と協働・連携し」森林管理等を推進することとしております。
- 2 本計画において、「流域の森林整備等を担う林業事業体については国有林行政との連携を図りつつ計画的・安定的な事業の発注等に努め、その育成整備を図る」こととしています。
- 3 同上
- 4 GISで使用しているデータの民国相互の利用につきましては、共通の形式、提供体制の継続性などを踏まえつつ今後の検討課題とする考えです。
- 2 本計画において、「流域の森林整備等を担う林業事業体については国有林行政との連携を図りつつ計画的・安定的な事業の発注等に努め、その育成整備を図る」こととしています。
また、林業技術の向上や安全管理の充実、品質の確保等の観点からも「林業事業体の経営基盤の強化に資するよう努める」こととしているとともに、高効率、低コストな作業システムの定着や低コスト造林の開発、導入を図り、国有林野事業の実施を通じて、国有林への普及に取り組むこととしています。
- 3 国有林野事業が安定的、効率的な経営を行うためには、経営基盤の強い林業事業体を育成することが重要です。また、経営基盤の強い林業事業体の育成は林業政策全体から見ても重要であるため、事業体の育成について記述しているところです。
なお、事業の発注は一般競争入札で行われることから、個々の事業体に安定的かつ計画的に発注を行うということではありません。

<p>13 今後の循環型林業を語る上で素材生産事業体の存在意義が益々重要だと思われます。故に素材生産事業の実態調査、支援、指導をすべき。</p>	<p>3</p>	<p>国有林野事業が安定的、効率的な経営を行うためには、経営基盤の強い林業事業体を育成することが重要です。また、経営基盤の強い林業事業体の育成は林業政策全体から見ても重要であるため、事業体の育成について記述しているところです。</p>
<p>6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項(15項目)</p> <p>(1) 人材の育成</p> <p>(2) 林業技術の開発普及</p> <p>1 国有林におけるこれまでの経験を踏まえ、効率的な林業経営に係る具体的な手法・取組について、県や地域の森林所有者等に対する指導を行うべき。</p> <p>2 実践的な技術開発を行っている都道府県の林業に関する試験研究機関等との連携を強化し、全国的にその成果をフィードバックできる仕組みを構築すべき。</p> <p>3 まとまって大きな面積を有している国有林は低コスト作業の普及や施業の集約化などに大きな役割を果たせることができるため、民有林としっかり連携して推進すべき。</p>	<p>2</p> <p>2</p> <p>2</p>	<p>本計画において、「技術開発の成果は、研修の場の提供等を通じて普及・定着に努め、地域林業の振興に寄与する」ものとしており、さらに「列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や低コスト造林の導入・定着を図り、国有林野事業の実施を通じて、それらの民有林への普及に取り組む」こととしています。</p> <p>本計画において、「産学官の連携の下に国有林野の有する多様な森林とまとまりのあるフィールドを活用した技術開発を森林技術センターを拠点として計画的に推進し、技術開発の成果は、研修の場の提供等を通じて普及・定着に努め、地域林業の振興に寄与する」ものとしており、さらに「列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や低コスト造林の導入・定着を図り、国有林野事業の実施を通じて、それらの民有林への普及に取り組む」こととしています。</p> <p>本計画において、「産学官の連携の下に国有林野の有する多様な森林とまとまりのあるフィールドを活用した技術開発を森林技術センターを拠点として計画的に推進し、技術開発の成果は、研修の場の提供等を通じて普及・定着に努め、地域林業の振興に寄与する」ものとしており、さらに「列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や低コスト造林の導入・定着を図り、国有林野事業の実施を通じて、それらの民有林への普及に取り組む」こととしています。</p> <p>また、「地域のニーズに対応した技術開発や研修に必要なフィールドを提供するほか、森林施業等についての適切な助言、施業モデル林の設定、技術検討会の開催等の取組を行う」こととしています。</p>

<p>4 森林管理局（署）では、簡易で崩れにくい作業路を開設されて、間伐等の作業を低コストで効率的に実施されていると聞いている。このような作業方法について、間伐研修会等のデモを行うなど積極的に公開して頂き森林所有者等への普及啓発をすべき。</p>	<p>2 本計画において、「列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や低コスト造林の導入・定着を図り、国有林野事業の実施を通じて、それらの民有林への普及に取り組む」こととしています。 また、「地域のニーズに対応した技術開発や研修に必要なフィールドを提供するほか、森林施業等についての適切な助言、施業モデル林の設定、技術検討会の開催等の取組を行う」こととしています。</p>
<p>5 崩れにくい路網整備や高性能林業機械の高度な利活用に対して先進的な取り組みをしている国有林においては、技術検討会の開催などにより、地域の林業事業体を育成すべき。</p>	<p>2 同上</p>
<p>6 人工林の長伐期化による大径伐採が多くなり高度な伐採技術が必要となること、建設業・造園業からの参入により、労働災害が多発することが予想されることから、高度な伐木・造材技術の養成が必要。</p>	<p>3 本計画において、「林業事業体が自ら取り組む労働安全衛生活動等の確保に資する事業成績評価の実施等に取り組む、林業技術の向上や安全管理の充実、品質の確保等の観点からも、林業事業体の経営基盤の強化に資するよう努める」こととしています。</p>
<p>7 時代に沿う機械の導入と行政と民間の検討委員会を設置して安全と効率性と新たな雇用に繋がる林業専用車が誕生する事を願う。</p>	<p>3 新たな林業専用車の開発等の課題については、民有林行政として取り組んでいるところであり、本計画に位置づけるものではありませんが、国有林としても国有林野事業の実施やフィールドの提供等により機械開発に寄与できるよう努めて参ります。</p>
<p>(3) 地域振興への寄与</p>	
<p>8 NPOで活動しているが、参加者の高齢化などから地元の人々が関わらなければ続かない時を迎えているので、そのような後継者ができるような仕事を配置する体制を検討してほしい。</p>	<p>3 地域における雇用を確保するために事業を委託することにはなりません、地域産業の振興が国有林野事業の重要な使命の一つとなっていることから、国有林野事業の実施を通じ地域産業の振興に寄与できるよう努めて参りたいと考えています。</p>
<p>9 国有林内における山菜採取の許可を得た者が、他の者の立入を禁止としている例がある。国有林は国民共有の財産であることから、改善できないか。</p>	<p>4 国民共通の財産である国有林野の管理経営の目標は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することです。このような中で地域住民の福祉の向上の観点から契約により山菜等を地元の方々に販売することも行っているところです。将来資源を保護する目的から地元住民の方々が自主的に立入規制を行っているものであり、ご理解願いたいと考えています。</p>

10 国有林の管理面積は大きいので、林業労働者の養成や雇用の場として積極的に活用して、山村の活性化や林業の復活に貢献してほしい。

11 素材生産量や流通ルートを示し、地域の木材産業を積極的に振興する施策を期待する。

12 国内の森林を取り巻く状況で特に気になるのは「限界集落」という言葉に象徴される山間地域の過疎化、高齢化の問題。計画案には都市住民やボランティアに期待する記述があるが、所詮都市住民は都市住民、ボランティアはボランティアの域を超えるものではない。よって山間地域の振興、林業従事者の育成をいかに進めるのか、もう少し具体的に書けないか。

13 国有林の所在地は、過疎地域であり、中には限界集落もある。集落が消えてしまえば、適切な管理、国土の保全については公益的機能の高度発揮に支障をきたすものと考え、国有林野としての関わりの記述がなくてもよいのか。

14 国有林野事業が発注する治山、林道、造林、素材生産及びこれらの事業に関わる調査設計等業務の発注にあたっては、林業の特殊性に加え、地域振興、産業振興等に貢献できる制度とすること。

(4) 労使協力の推進

15 国の基本計画に労使協力の推進が述べられている理由を明示されたい。また相互理解と信頼において、どのような改革が推進されるのか。

2 林業労働者の養成や雇用の目的で国有林野事業を実施することにはなりません、「伐採、造林等の事業の実施行為は、民間事業体等に全面的に委託する」としており、国有林野事業の実施を通じて「林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める」としています。

2 本計画においては、林産物の供給に当たって「地域における木材の安定供給体制の整備等が促進されるよう、引き続き持続的かつ計画的な供給に努める」としています。
また、林産物の販売に当たっては、林業・木材産業の活性化に貢献することとしています。

3 本計画において、「地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める」としています。
また、林業従事者の育成については、「林業事業体の育成強化を通じて、林業労働力の確保にも資する」としてあります。
なお、このほか山村振興対策及び林業従事者の育成については一般行政政策として実施しています。

2 本計画において、「地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める」としています。

3 本計画において、「地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める」としていますが、事業の発注に当たっては、一般競争入札を基本として実施することとしています。

2 国有林野事業に従事する職員は、独立行政法人等の労働関係に関する法律により労働組合を結成する等の権利を有していますが、この法律の目的は、業務の正常な運営を最大限に確保し、も

		って公共の福祉を増進することにあります。本計画に基づく業務を円滑に推進するために、労働組合の理解と協力は欠かせないところです。
その他(13項目)		
1 国民の安心・安全のための公益的機能の発揮や林産物の持続的かつ計画的な供給、地域産業の振興等の国有林の役割を適切に果たすためには、国有林の二分化は行わず、国による管理経営体制を堅持すべき。	4	行政改革推進法により、国有林野事業については、その事務・事業の性質に応じ一部を独立行政法人に移管した上で、一般会計に統合することとされています。また、同法に基づき「国の行政機関の定員の純減について」により独立行政法人に移管する業務の内容や職員数が閣議決定されています。この検討に当たっては、緑資源機構廃止法の審議における、全て一般会計において管理運営すること及びその実施期間を1年前倒ししないことも含め、幅広い観点から慎重に検討する旨の附帯決議を踏まえ、幅広い観点から慎重に検討しているところです。
2 地球環境問題や大型化する災害に対応するため森林資源の充実が求められており、国の職員の配置を増やし、技術の継承、指導に当たるべき。	4	行政改革推進法により、国民負担を抑制する観点から行政機関の定員を平成18年度からの5年間で5%以上純減することとされており、「国の行政機関の定員の純減について」（閣議決定）により、それぞれの事業・事務の純減数が定められています。 このような状況にありますが、国有林野の管理経営に当たっては効率的な業務運営に努めるとともに、人材の育成や技術の継承等に取り組み、今後とも適切な管理経営に努力していく考えです。
3 基本計画（案）の公告・縦覧については国民の意見を広く求めるため十分に考慮すべき期間を設けるべきではないか。	4	1ヶ月間の期間を設定して、公告・縦覧を行っているところです。なお、国の機関が行う他の公告・縦覧やパブリックコメントにおいても一般的に1ヶ月以内となっています。
4 国有林野の管理経営を担う林野庁の体制について、その検討に当たっては第169回通常国会における衆参両院での附帯決議に基づく内容とするべき	4	行政改革推進法の検討に当たっては、緑資源機構廃止法の審議における、全て一般会計において管理運営すること及びその実施期間を1年前倒ししないことも含め、幅広い観点から慎重に検討する旨の附帯決議を踏まえ、幅広い観点から慎重に検討しているところです。
5 国有林野事業の一般会計化・独立行政法人化の検討にあたっては、1年前倒しせず、慎重に検討すべき。	4	同上
6 経済的理由から森林整備が出来ない地域については、水源林造成事業等と一体的に国の事業として路網整備を含めた森林整備を行うべき。	4	経済的理由などから適切な森林整備が進まない森林のうち、公益的機能の発揮が強く求められるものについては、その立地条件等に応じて、水源林造成事業や都道府県による治山事業等により、

<p>7 NPOで森の復元・再生活動を行っているが、他の団体も景気の低迷や参加者の高齢化などから継続的な活動が見込めない現状にある。このため地拵など危険な作業を委託する費用や、ガソリン代などの経費の補填をしていただきたい。</p> <p>8 地域に必要な森林の売払を積極的に推進することも必要であるが、全国的に問題となっている造林放棄森林の積極的な国有化を進め、国として国土の保全を図っていただきたい。</p> <p>9 森林の公益的機能や生物多様性を重視する国有林野事業の基本理念が実際の国有林の管理運営に生かされるような科学的根拠に基づく基本計画を策定されることを強く要望する。</p> <p>10 社会ニーズはその時代ごとに大きく変化することを認識した上で、普遍的な森林の価値を損なわないように、根源的な森林の機能を低下させないようにする事が、国有林の管理経営理念である事と信じる。</p> <p>11 県では森林税等を集めているが、広く薄くお金を集めて森林の手入れ、育成を行うことには賛成。</p> <p>12 今後の林政の展開にあたり、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、森林吸収源対策の推進はもとより、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十分に寄与出来る組織と体制とすることを要望する。</p> <p>13 文章による計画は一般人には読みにくい。</p>	<p>4</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>4</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p>公的機関が主体となって整備・保全を行っており、これを国が助成しております。</p> <p>NPOにおいて、その活動にご苦労されていることとは思いますが、自主的活動への直接的な経費の支出は困難であり、フィールド提供等の支援に限られることについてご理解をお願いします。</p> <p>造林放棄森林を国有地化することについては、森林所有者が森林を伐採し収入を得た上で後は放棄しても大丈夫とのモラルハザードを招きかねないことから、政策として慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>本計画は国有林野の管理経営の基本的な方針を定めるものであり、従来より公益的機能の維持増進を旨とした管理経営をすることとしており、今回は生物多様性の保全を基本方針の一つとして位置づけたところです。</p> <p>本計画の策定に当たっては、将来世代のための地球温暖化防止や生物多様性の保全等のニーズの高まりなどを踏まえるなど、出来るだけ中長期的な視点も重視しているところです。 こうした中で、公益的機能の維持増進を旨として、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって類型化し、これらの機能類型区分毎の管理経営の考え方に則して、流域（森林計画区）ごとの自然的特性を勘案しつつ、適切な施業を推進することとしています。</p> <p>本計画の計画事項にはにはなじまないと考えられます。 なお、国有林野事業の推進に当たって、公益林の管理や間伐等の森林の手入れに必要な経費について、予算の定めるところにより一般会計を繰り入れて行っています。</p> <p>国有林野の管理経営に当たっては、公益的機能の維持増進を旨として、林産物の持続的かつ計画的な供給、地域産業の振興等を図ることとしており、今後とも森林吸収源対策を積極的に推進するとともに、国有林野事業の活動を通じて地域産業の振興にも寄与するよう努めて参ります。</p> <p>他の類似の計画においてもこのような文書による計画とされています。なお、国民の森林としての管理経営を推進するに当たり</p>
---	--	--

よりわかりやすい表現とするなど、一層ご理解を頂けるよう努力
していきたいと考えています。